

福島労災病院案内

診療日・受付時間及び診療時間について

- 診療日 月曜日から金曜日（祝日を除く）
- 受付時間 午前八時十五分から午前十一時
- 診療時間 午前八時十五分から午後五時
- 但し、救急の方は時間に関係なく受付いたします。

休日について

- 平日 午後三時から午後七時まで
- 休日 午後三時から午後七時まで

面会時間について

- 國民の祝日 ○年末年始（十二月二十九日から一月三日）
- 土曜日・日曜日 ○土曜日・日曜日

当院において、患者さまに提供する医療サービスの内容は次のとおりになります。これらの事項はサービスの内容の基準を満たし東北厚生局長の承認をうけているもの、または基準に適合している旨届け出ているものです。

看護及び付添看護に関する事項

- 当院は、厚生労働省が定める基準による看護を行っている医療機関です。
- 看護職員の配置・構成については、各病棟ごとに掲示しております。
- 当院においては、患者さまの負担による付添看護は行っていません。

入院時食事療養費に関する事項

- 入院時食事療養（I） 当院は、東北厚生局長の承認を受けて特別管理の食事の提供を行つております。管理栄養士によつて管理された食事が適時（朝食八時頃、昼食十二時頃、夕食十八時頃）適温で提供されています。
- 入院時の食事に係る標準負担額（一食につき） ①一般の方 五百十円
②市町村民税非課税世帯の方 一百四十円
③②のうち所得が一定の基準に満たない七十歳以上の方 一百円
④過去1年間の入院が90日を超えている方 一百九十九円
⑤特別メニューの食事提供による加算 八十八円

その他の事項

- 医療DX推進体制整備加算
- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料1）
- 診療録管理体制加算3
- 救急医療管理加算
- 急性期脳卒中加算
- 急性期看護補助体制加算（十五対一）
- 急性期看護補助体制加算（五十対一）
- 急性期看護補助体制加算（夜間百対一）
- 看護職員夜間配置加算（十六対一）1
- 重症者等療養環境特別加算
- 看護職員夜間配置加算（十六対一）1
- 感染対策向上加算1
- 患者サポート体制充実加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- 術後疼痛管理チーム加算
- 後発医薬品使用体制加算1
- バイオ後続品使用体制加算
- 病棟薬剤業務実施加算1
- データ提出加算
- 入退院支援加算
- 認知症ケア加算
- センターハイリスク患者ケア加算
- 排尿自立支援加算
- 地域医療体制確保加算
- 地域包括ケア病棟入院料2
- 入院時食事療養／生活療養（I）
- 外来栄養食事指導料の注2
- 外来栄養食事指導料の注3
- 心臓ペースメイカー指導管理料の注5に掲げる
- 遠隔モニタリング加算
- 糖尿病合併症管理料
- 呼吸治療管理料
- 急搬送看護体制加算
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 連携充実加算（外来腫瘍化学療法診療料1）
- 二コチン依存症管理料
- 療養・就労両立支援指導料の注3に規定する
- 診療院共同指導料
- 開放型病院共同指導料
- がん治療連携計画策定期料
- 外来排尿自立指導料
- 肝炎インターフェロン治療計画料

選定療養費（病院の初診及び再診）

- 医療機器安全管理料1
- 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料
- 遺伝学的検査の注意1に規定する施設基準
- 在宅療養後方支援病院
- 検体検査管理加算（IV）
- OCT透視下気管支鏡検査加算
- OCT撮影及びMRI撮影
- コンタクトレンズ検査料1
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処理料
- 心大血管疾患リハビリテーション料（I）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）
- 運動器リハビリテーション料（I）
- 呼吸器リハビリテーション料（I）
- がん患者リハビリテーション料
- 人工腎臓
- 導入期加算1
- ストーマ合併症加算
- 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- 植皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
- 心臓ペースメイカー移植術及びペースメイカー交換術
- 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下胆囊悪性腫瘍手術（胆囊床切除を伴うもの）
- 腹腔鏡下胆囊良性腫瘍手術（胆囊粘膜下剥離術）
- 胃瘻造設術（内視鏡下胃瘻造設術、自己生体組織接着剤作成術）
- 腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。
- 輸血適正使用加算
- 麻酔管理料（I）
- 一回線量增加加算
- 放射線治療専任加算
- 画像誘導放射線治療加算（IGRT）
- 外来放射線治療加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 定位放射線治療
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- 看護職員処遇改善評価料（四十四）
- 外来・在宅ベースアップ評価料1
- 入院ベースアップ評価料（五十四）

医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療

- 入院期間が百八十日を超える入院
- 特別の療養環境の提供
- DPC対象病院（①調整係数 1.0六五一）
- 機能評価係数（0.4245）

選定療養費（病院の初診及び再診）

- 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療